

Title	宮崎俊行教授学位請求論文審査報告
Sub Title	
Author	
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1971
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.44, No.4 (1971. 4) ,p.153- 156
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19710415-0153

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

宮崎俊行教授学位請求論文審査報告

宮崎俊行教授の学位請求論文「現代日本における農地制度及び農業経営組織に関する法学的研究」について審査し、その要旨を次の通り報告する。

本論文は、大別して、左の三編に分けられる。

第一編「農業法人の研究」(昭和三十六年八月三〇日発行)

第二編「請負耕作と農業生産法人」(昭和四十一年二月五日発行)

第三編「現代日本農業法学の課題」(近刊)

右の各編とも、それぞれ表題の単行本として発刊され、又は、発刊される著作である。

一 第一編「農業法人の研究」は、農業法人に関する法律制度の確立以前(農業基本法制定以前)の時期における農業法人(二世帯一人)に関する研究である。

第一章「農業法人の実態」においては、農業法人問題の発祥地である徳島県勝浦町における農業法人の法社会学的実態調査結果を詳細に報告した上で、農民の企業主体性の確立と人間的開放への意欲が、過重な課税負担軽減対策を契機として、元来農家が潜在的に負載していた中間法人の性格を、有限会社の形式を通じて顕在化せしめたものが、農業法人の基本的性格である、と規定する。

第二章「農業法人と農地法」においては、当時の実定国家法としての農地法上、右の如き本質を持つ農業法人を、いかに評価すべきかの法解釈学的検討がなされている。すなわち、農地法の自作農主義の原則が、世帯(農業経営単位)を基準としたものであることらみて、一世帯一人が、農地の所有権や使用収益権を取得し、それ自体が耕作事業主体となることは、農地法に違反しないことを論じている。

第三章「農業法人法制化の基本的諸問題」においては、農業法人の実態に即応する立法論を、農民の人間的解放を終局目的として、共同化法人と一世帯一人、会社方式と協同組合方式等をめぐって、展開せしめている。

本編の附章「農家相統の研究」は、農業法人研究の前提をなすものであり、理論的検討を試みた部分と法社会学的実態調査報告の部分より成るものである。

二 第二編「請負耕作と農業生産法人」は、農業基本法制定(農業生産法人制度の創設)の時期より昭和四一年の間における、請負耕作、農業生産法人、親子契約(家族協定、父子契約)についての研究である。

第一部第一章「請負耕作の実態」においては、機械化技術に裏づけられた、請負耕作もしくは請負作業を行う組織体の代表的なもの七例についての、詳細な法社会学的実態調査の報告が示されている。

第一部第二章「請負耕作の定義、分類および社会経済的意義」に

おいては、実定法たる農地法の解釈論上、是認される請負耕作(耕作事業主体不変型)とは認されない請負耕作(耕作事業主体変更型)との類型を示す、とともに、自作農主義の前提条件が崩潰せんとする現在、コントロール・システム方式(各別農家世帯の経営から加工、出荷に至る過程を統一的計画的にコントロールし、大規模な機械施設を所有運営する方式)とかコントロール・センター方式(大型トラクター、直播機、コンバイン等の大型機械を所有運営し、その機械のオペレーターを雇い、多数農家世帯から委託をうけて数十ヘクタールから百ヘクタール以上に及ぶ農地の作業を行う方式)等の、所有、経営、労働の分離に関する各種の方式が実行されつつあるが、ここでは兼業農家の零細な農地所有を無力化せず、恒産と恒心を与え、しかも大規模経営に組入れることが可能であることの重要性を主張している。

第一部第三章「農業経営規模拡大と組織的対応」においては、まず、右の「零細農地所有にもかかわらず大規模経営」を実現している諸事例の実態を分析して、これを可能ならしめる法的契機を中心に、「経営管理契約」および「土地所有権の制限(利用の共通性)の承認」にあることを明らかにしている。次いで、大型機械化技術に裏づけられた、請負耕作の事業体の組織、運営の原理を探究する。ここでは、従来はほぼ均質的な自作農によつて成り立っていた村落が、資本主義の高度化にともなつて、少数の専業農家とおびただしい兼業農家とに分解されて行く契機が、反面同時に、専業農家と兼業農家とが、新しい要因と型式で連帯、結合する契機でもあることに着目して、従来の会社法原理でも協同組合法原理でもない、第三の事

業体原理を創造する必要性と可能性を論じている。そして、この事業体原理の根幹は、事業体の支配権と受益権が、株式会社の如く出資に比例するのではなく、また協同組合の如く単に人数、労働に比例するのではなく、「事業の成否についての関心度そのもの」に応ずべきものである、と説く。

第二部第一章「農業生産法人の実態」は、代表的な五地区の事例について、詳細な法社会学の調査を実施した報告である。

第二部第二章「農業生産法人の法的諸問題」においては、農地法および農業協同組合法の解釈、運用論を、右にみた実態上の問題点と照応させて、展開している。

第二部第三章「親子契約」では、親子契約(家族協定、父子契約)の社会的意義、農家世帯の内部構造の法社会学的分析を試み、それを根拠として、民法上の組合契約および扶養と相続に関する制度が、いかに活用せらるべきかとその現実的且法学的検討を行っている。なお、本編の附章「いわゆる農業法人裁判とその一般的意義」は、第一編で研究した事例に対する判決の精密な分析、批評である。

第三編「現代日本農業法学の課題」は、昭和四二年以後現在に至る間における、第一編第二編の成果を踏まえた上での研究である。本論全体を貫流する著者の関心は、農業法学の新体系を構成するための原点設定に向けられている。すなわち、現在の農業問題の把握、解決を根底的に追求するとき、ここでは、まず社会学、農業経済学等の境界領域にふれざるを得ず、さらに進めば、近代ないし現代の社会、国家、法、思想等の基本的体制に行き当たるといふところ

が、これらの体制が、いまや根底的転換をせまられているという立場から、農業法学の新体系構成のためには、単なる実定法解釈論や経済政策に追随する技術的立法論の枠を超える必要があり、また従来のいわゆる専門の枠を出て、現代日本農業における重要問題を検討する必要があるとする。

第一章「家族協定（親子契約、父子契約）」においては、第二編第二部第三章での研究を基礎として、さらに、家族協定とその背後にある社会学的家族類型、農業協業化、一世帯一法人化等との関連を論じている。

第二章「集团的生産組織」においては、まず、集团的生産組織の実態を、普遍のおよび事例的に把握した上、その社会的性格をば、「むら」の単位性を基盤とした、専業農家と兼業農家との対立を内に含みながらも、両者が、新しく連帯して、経済高度成長の激流の中で、懸命に、財産と生活とを守るための活動であると規定する。したがって、ここでは、その基盤たる「むら」自身が高能率機能集団たるべき役割を、いかに調整、止揚すべきかが大問題であり、これをなし得るが如き組織の定立と運用の原理は、一般企業体とは異つた生産諸要素の結合関係を認めるものであるべきことを論ずる。

第三章「協業経営（協同経営）」においては、まず、経済的実質と法的型態との関係を論じ、両者の不調和が、国家法制の不備による場合の多いことを明らかにしている。次いで、土地、労働、資本、技術、経営の五要素の相互関係、協業経営体の類型ないし段階の差に応じて、いかに変化するかを論じ、さらに、「いえ」「および」「むら」が、協業経営体の創設、運用に及ぼす影響、特に国家法の態度とのギャップを説いて、明快である。

第四章「農地制度の基本原則」においては、まず、現代農地法の基本的目的が、農地の高率の利用、経営規模の拡大、農民の人間の解放の三つを、現在の社会経済的基盤の上に実現することでなければならぬことを明らかにしている。次いで、その具体的方法として、農地の所有権または耕作権の移転、設定をとまなわない「経営管理委託方式」（兼業農民がその耕作事業に必要な経営活動の現実の担当を他の者―専業農民又はその団体―に委託し、受託者によつて担当される経営単位、規模が拡大する方式）または「経営管理共通方式」（各耕作事業主体が自ら経営管理を担当するのであるが、その経営管理の方法が共通して行われるため、全部の耕作事業ないしそれに供される農地が、共通の統一的経営管理に服し一単位となる方式）の重要性をから明にしている。

第五章「国土の計画的利用」においては、都市計画法、農業振興地域整備法等の成立経過から考えて、その実効性いかん、また土地税制と土地に関する民事法との関係、等についての原理的研究に向つている。

第六章「アグリ・ビジネス」は、農耕部門と農業資材（機械、肥料、農薬、燃料等）生産部門および農産物の加工流通部門の三部門を結合し、全体としてこれをとらえ、この名称を以て呼び、その相互の関連における法的問題点の所在を指摘したものである。

第七章「農業基本法の下における農業の回顧と展望」においては、農業の構造的諸問題は、農民の「いえ」、「むら」の枠内にお

る苦闘にもかかわらず、依然として未解決であり、その解決には、「新しいコミュニティ」の創造を必要とする旨を論じている。

なお、本論の附章「農業法判例研究」は、農地法および農協法関係の、近年における最高裁判所の九判例の分析、批判である。

全論文の要旨は以上の如くであるが、全編を通じていえることは、著者が法社会学的な実証的研究を積み重ねて往くうちに、これを基礎として、解釈法学的研究と立法論的研究を巧に有機的に関連せしめた勇氣ある努力を推称せねばならない。

法学と社会学、農業経済学等との境界領域の学問的研究は、先人未踏の法域に先駆者の努力を払わねばならない困難な仕事であるが、著者は、これに敢えて挑戦し、実務と現実より捉えた実践と自ら信ずる理論との架橋を遂行したものといえよう。

農業法学の新体系の原点設定に成功したとしても、その完成は容易なことではない。著者の将来の研究に待つ外あるまい。

なお、第一編「農業法人の研究」については、日大法学部長であった高梨公之教授の懇切な書評がある(法研三五卷二号)。第二編「請負耕作と農業生産法人」については、高梨公之教授(法研四〇卷九号)、全国農業会議所会長谷山行毅氏(三田評論六六二号)、全国農業会議所茂木信平氏(農業協同組合一九六七年二月号)、農業総合研究所長綿谷赴夫氏(日本経済新聞昭和四二年一月一六日)、農政局参事官横尾止之氏(農林図書資料月報一九六七年二月号)、滋賀県立短大農学部上村恵一教授(農業と経済 昭和四二年四月号)のそれぞれ各立場よりなされた書評があるが、いずれも著者の農村実態調査の努力とこれを基礎とす

る理論展開の卓越性を認めている。

要するに、本論文によつて示された宮崎俊行教授の学識は法学博士(慶應義塾大学)に十分に値するものと認める。

昭和四十五年十一月二十七日

慶應義塾大学名誉教授 法学博士 今泉孝太郎

慶應義塾大学教授 法学博士 米山 桂三

慶應義塾大学教授 法学博士 田中 実

備考 本学位は、慶應義塾大学学位規定第四条によるものである。